

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本人材紹介事業協会（以下「協会」と言う。）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 正会員の入会金及び会費については次のとおりとする。

(1) 入会金 新たに正会員となったとき 2万円

(2) 会費 第4条に規定する職業紹介従事者数階級別に定められた会費口数に12万円を乗じて得られた額を会費の年額とする。ただし、新たに正会員となったときの入会（「入会及び退会規程」第7条の規定による再入会を除く。）初年度における会費の額は第4条の規定により算出された会費口数にかかわらず、一律に当該入会日の属する月から年度末までの間の月数に1万円を乗じた額とする。

2 賛助会員の会費については次のとおりとし、賛助会員にかかる入会金は不要とする。

(1) 企業賛助会員 年会費一口 12万円

(2) 個人賛助会員又は各種団体賛助会員 年会費一口 6万円

(会費納入の主体)

第3条 会費納入の義務を負う正会員の主体は、その法人の本社とする。ただし、職業紹介事業にかかる事業が法人全体の本社機能から明確に区分され、かつ事業運営において独立性があり、事業本部等本社機能を備えていると認められる場合は、当該事業本部等をもって正会員の主体となることができる。

2 会費納入の義務を負う賛助会員の主体は、賛助会員たる法人又は個人とし、法人の場合本社機能の有無については問わない。

(会費口数の算出)

第4条 第2条第1項第2号の正会員が納入する会費の額の算定に用いる会費口数は、正会員の毎年3月1日現在における職業紹介従事者数に応じて定めた別表「会費口数算定表」の会費口数とし、次事業年度において適用する。

2 前項の毎年3月1日における職業紹介従事者数の算定は、本協会のホームページに掲載する3月1日における各社の職業紹介従事者数（有料職業紹介事業報告書・様式第8号に記入すべき従事者数）により算定するものとする。

(会費の納期)

第5条 会費は、協会が書面をもって行う請求日から起算して1カ月以内に年会費額を一括して納入しなければならない。ただし特段の事情がある場合、会長は当該年度内に限りこれを猶予することができる。

(退会時等の不返還)

第6条 正会員及び賛助会員が定款第8条の会員資格の喪失、同第9条の退会及び同第10条の除名等により協会の会員でなくなったとき、同第11条第2項の規定により既納の入会

金及び会費は返還しないものとする。

(情報提供サービスと会費口数の関係)

第7条 協会が正会員に対して行う「情報提供」、「会員事業所別プロフィール紹介」等のサービスは、第4条の会費口数に応じて行うものとする。この場合、1.5口に相当するサービス数は2とする。

2 正会員が、協会が会費口数を限度として行う数を超えて「情報提供」「会員事業所別プロフィール紹介」等のサービスを受けようとする場合には、第4条の規定にかかわらず、その超えて希望するサービス件数に応じた会費の口数を増加させることができる。

(会費額等の変更)

第8条 会費の額を変更する場合及びその他この規程を改廃する場合は、定款第7条の規定に基づき、社員総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、協会が一般社団法人の移行認可を受け登記をした日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年5月31日から施行する。

別表

「会費口数算定表」

| 3月1日現在職業紹介従事者数 | 会費口数 | 年会費額(万円) |
|----------------|------|----------|
| 1 ～ 10名 | 1 | 12 |
| 11 ～ 20名 | 1.5 | 18 |
| 21 ～ 30名 | 2 | 24 |
| 31 ～ 50名 | 3 | 36 |
| 51 ～ 70名 | 4 | 48 |
| 71 ～ 90名 | 5 | 60 |
| 91 ～ 120名 | 6 | 72 |
| 121 ～ 150名 | 7 | 84 |
| 151 ～ 200名 | 8 | 96 |
| 201 ～ 250名 | 9 | 108 |
| 251 ～ 300名 | 10 | 120 |
| 301 ～ 500名 | 11 | 132 |
| 501 ～ 1000名 | 15 | 180 |
| 1001名以上 | 30以上 | 360以上 |